

## 緑の循環認証会議

### 2024年度 第2回理事会・評議委員会

#### 議事次第

##### 議案

- 第1号議案 2025年度事業計画及び収支予算(案)について
- 第2号議案 規格改正について
- 第3号議案 2025年度通常総会の日程及び議案について
- 第4号議案 その他

##### 報告事項

1. 役員の職務執行状況(2024年度事業の実施概要も含む)について

# 第 1 号議案 2025 年度事業計画及び収支予算案

## 2025 年度事業計画

(事業期間：2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日)

世界では、引き続き「環境」と「持続可能性(サステナビリティ)」がキーワードとする枠組みが指向されており、持続可能な開発目標(SDGs)の達成が、世界全体で取り組むべき最大の課題となっている。

SDGs の達成にとって森林の持続可能な経営の実現は不可欠であり、持続可能な森林経営を第三者として証明する手段である森林認証の仕組みは、SDGs の達成に大きく貢献するものである。また、投資家や消費者の間では、TNFD など環境や持続性に配慮した企業活動や製品を選択するとの ESG 投資やエシカル消費の動きも広がってきている。また、森林・林業の分野では、森林資源の持続可能な循環の確保が重要な課題となっており、森林認証制度はこうした状況に対応し得る仕組みであり、SGEC/PEFC 認証のさらなる拡大に向け取り組む必要がある。

このような中、SGEC の認証の状況については、引き続き、認証森林面積は増加傾向で推移し、2020 年度には 200 万 ha(人工林面積の 20%に相当)を超えるなど一定の成果がでてきており、また、COC 認証についても、最近、個別認証からマルチ認証への変更などもあり、トータルの件数では、横ばいの状況にあるものの新たな認証の取得も相当数見られるようになってきた。また、住宅メーカー、ホームセンターなどエンドユーザーにおいて、認証の取得、あるいは認証製品の利用の動きが加速してきている。一方欧州においては欧州森林減少規制の強化、このための EUDR の施行など世界的な森林の持続可能な管理の推進のための取り組みの強化が行われている。こうした状況も踏まえ、我が国においても森林認証制度の認知度を高め、森林認証ビジネスの活性化や新たな認証製品のサプライチェーンの構築を進めるなど、認証の更なる推進に向け、一層の取り組みが一層求められる状況になっている。

以上の状況に対応し、2025 年度においては、PEFC 規格の EUDR 対応の動きも踏まえ、関連する SGEC 規格の改正を行うとともに SGEC/PEFC 認証制度の更なる発展に向け、次の事業を実施することとする。

### 1. SGEC/PEFC 認証拡大に向けての取り組み

#### (1)SDGs に貢献する SGEC/PEFC 活動の展開

森林認証及び認証事業体の事業活動は SDGs 実現に貢献し、ESG 投資先の対象とな

り得る点などについての理解を促進するためのフォーラム、セミナー等を開催するとともに、ロゴマーク使用の拡大等を通じ SGEC/PEFC 森林認証に対する一般消費者の認知度の向上に努める。この関連で、できるだけ多くの一般消費者に SGEC/PEFC 認証とそのロゴマークを知ってもらうため、昨年度に引き続き「森林認証ロゴマーク集めコンテスト」(別紙 1 参照)を実施するとともに、一般の人々を対象に植樹イベントを開催する。また、中高校生を対象とした訪問学習の受け入れ、子供たちを対象とした認証材を利用した木育ワークショップ等を行う。

(2) 関西大阪万博における施設建設における認証材利用の状況についての調査を実施するとともに万博開催の機会をとらえ、各国の PEFC 関係者も参加の下、2025 関大阪万博記念国際フォーラムを開催し、森林認証の重要性及び PEFC メンバーが連携して認証の促進に取り組むことを改めて内外にアピールする。

### (3) SGEC/PEFC 認証材ビジネスの活性化に向けた活動の展開

森林認証促進協議会(2018年3月設立、事務局:SGEC/PEFC ジャパン)、2021年2月に PEFC 評議会等との合意により開始し、本年1月にその延長が合意された「日本マーケティングプロジェクト」(別紙2参照)の活動との密接な連携のもと、国内の関係企業・団体とも連携し、SGEC/PEFC 認証原材料、製品の普及、公共施設建設における認証材利用の促進、特にエンドユーザーに焦点を当て、紙・家具・住宅等の分野における、認証材利用の拡大に向けた取り組みを強化する。また、消費者と密接な関係を持つブランドオーナー等への情報提供と認証製品の拡大に向けたミニセミナーや地方セミナー等を開催するとともに新たな認証製品のサプライチェーンの構築を目指す。

### (4) 認証材、認証製品の拡大に向けた自治体等との連携

引き続きエシカル消費の推進に向けた取り組みの一環として、消費者庁等との連携を進めるとともに、森林認証の取得促進のための森林環境譲与税の活用について、関係自治体に対し働きかけを行う。また、近年、公共建築物や都市部の建築の木造化の動きが活発化していることを踏まえて、これら建築物への森林認証材の利用促進について、働きかけを行う。さらに都道府県の活動との連携強化の一環として、森林認証の促進に向け、持続可能な国産材供給のための全国自治体のネットワークの構築を行うとともに都道府県材マークとの連携の可能性を検討する

## 2. SGEC/PEFC 規格の普及と厳格な運営

### (1) SGEC 規格の改正

2024年に PEFC において EUDR に対応するため、PEFC EUDR DDS モジュール規格の策定、PEFC ST1003 持続可能な森林管理要求事項の改正が行われたことを踏まえ、これらの PEFC 規格に関連する SGEC 規準文書4(規準文書 4-1として

EUDR DDS 対応規格の追加)及び SGEC 規準文書3「持続的な森林管理—要求事項」の改正を行う。

また、PEFC ST1004(FM 認証機関に関する要求事項)の改正を踏まえ、SGEC 規格文書 5-1「SGEC 森林管理規格の認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」の2026 年の改正に向け準備を進める。

[SGEC改正のスケジュール案]

EUDR 関連規準文書4-1 の策定及び規準文書3の改正 (「緊急を要する改正」の手続き)

2024.7 PEFC EUDR DDS モジュール(ST2002-1)に基づき SGEC EUDR DDS 規格の策定

2024.11 PEFC ST 1003 の改正に基づき SGEC 規準文書3「持続可能な森林管理—要求事項」の改正案の策定

2025.2～ 改正手続き開始、パブコメ等の実施

2025.3 理事会承認、PEFC 相互承認申請

2025.6～ 施行、認証機関の認定の実施、関連認証取得者の認証範囲の追加、認証の実施

規準文書 5-1 FM 認証機関要求事項の改正

2024.7 PEFC 改正 ST1004 の施行

2025.1 改正手続き開始、パブコメ等の実施

2026.3 理事会承認、PEFC への相互承認申請

2027.6 施行

2028.12 認証機関の認定完了

## (2)信頼される認証のための体制の整備

SGEC/PEFC 認証制度は、認証管理団体(SGEC/PEFC ジャパン)、認定機関(JAB)、認証機関がそれぞれ厳正に独立し、ISO 国際規格に基づきそれぞれの役割を果たすことが、信頼される制度として存立するための重要な要件となっている。このことを十分踏まえ、認定機関、認証機関と緊密な連携のもとに、認証規格の厳正な運用を図ることとし、特に認証機関とは、常に情報交換を行うとともに審査員に対する定期的な研修会を通じ、的確な認証が行われるよう対応する。

## 3. SGEC/PEFC 認証業務の執行体制の充実

PEFC 本部及び PEFC 加盟国の認証管理団体等と緊密に連携し、PEFC の相互承認制度のもと、日本国内における PEFC 認証制度を管理する団体として、プロモーション活

動の強化等のため業務執行体制を充実するとともに業務の実施に当たっては、「森林認証促進協議会」、「日本マーケティングプロジェクト」の活動との連携を図る。

#### 4. 会員の拡大

多くのステークホルダーの参画のもとに SGEC/PEFC 認証制度が運営できるよう正会員の拡大に努めるとともに SGEC/PEFC 認証制度の趣旨に賛同し、財政的に支援をいただく賛助会員の拡大も併せて推進する。

#### 5. 広報の充実

SGEC/PEFC 認証に関する情報をホームページ、SNS 等を通じ適時適切に発信するとともに、関連団体が開催する各種の会議やフェア等に積極的に出席・参画し、SGEC/PEFC 認証制度の普及・啓発に努める。

### [別紙 1]

#### 森林認証ロゴマーク集めコンテスト

SGEC/PEFC ジャパン・森林認証促進協議会

##### 目的

世界と日本の森林を守り、持続可能な社会の実現に大きく貢献する森林認証の重要性を多くの人々に知ってもらい、認証製品の消費拡大を通じた消費行動の変革を目指す

##### 方法

環境月間の取り組みの一つと位置づけ 6 月 1 日から 1 ヶ月間を募集期間とし、X(旧 Twitter)を活用し、PEFC と SGEC のロゴマーク(ロゴライセンス番号入り)の付いた様々な商品の画像を実際に撮って投稿してもらい、抽選により商品を授与するとともに、コンテストに先だって SNS を活用した認知度調査を行う。

### [別紙 2]

SGEC / PEFC 日本マーケティングプロジェクト

本プロジェクトは、COC 認証の拡大、森林認証に対する認識の向上を図り、日本市場のサプライチェーンにおける SGEC/PEFC 認証材料・製品のシェアの拡大を目指し、PEFC 評議会及びオーストラリア・Responsible Wood との合意に基づき実施。当初予定期間は 2021 年 2 月～2024 年 1 月であったが、PEFC 評議会の支援を受け期間を 2 年間延長

目的：

1. SGEC/PEFC 認証材料の日本市場における受け入れの増加
2. SGEC/PEFC 認証材料・製品の利用拡大
3. SGEC/PEFC 認証の重要性についての認識の向上

# 2025年度予算(案)

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 △減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1) 会 費 収 入	2,000,000	2,000,000	0	
・正会員会費収入	900,000	900,000	0	
・賛助会員会費収	1,100,000	1,100,000	0	
(2) 公 示 料 収 入	59,000,000	59,000,000	0	
・F M 公 示 料	4,000,000	4,000,000	0	
・C O C 公 示 料	55,000,000	55,000,000	0	
(3) 雑 収 入	2,561,000	5,402,000	△ 2,841,000	
・利 息 収 入	11,000	2,000	9,000	
・J M P 収 入	2,500,000	5,000,000	△ 2,500,000	
・雑 収 入	50,000	400,000	△ 350,000	
事業活動収入計	63,561,000	66,402,000	△ 2,841,000	
2. 事業活動支出				
(1) 事 業 費	57,270,000	60,060,000	△ 2,790,000	
・報酬給与費	18,900,000	18,900,000	0	
・福利厚生費	2,700,000	2,500,000	200,000	
・会 議 費	300,000	300,000	0	
・旅費交通費	260,000	350,000	△ 90,000	
・普及啓発費	8,000,000	10,000,000	△ 2,000,000	
・本部分担金	19,000,000	19,000,000	0	
・相互認証コンサルタント費	1,000,000	0	1,000,000	
・事業推進費	200,000	200,000	0	
・業務委託費	1,000,000	1,000,000	0	
・臨時雇用経費	100,000	1,000,000	△ 900,000	
・会議室使用料	500,000	1,000,000	△ 500,000	
・公租公課	5,000,000	5,500,000	△ 500,000	
・事業雑費	310,000	310,000	0	
(2) 管 理 費	14,810,000	15,930,000	△ 1,120,000	
・報酬給与費	8,100,000	8,100,000	0	
・福利厚生費	1,200,000	1,000,000	200,000	
・旅費交通費	700,000	1,000,000	△ 300,000	
・通信運搬費	500,000	600,000	△ 100,000	
・備品・消耗品費	500,000	1,000,000	△ 500,000	
・借 室 料	3,100,000	3,500,000	△ 400,000	
・交 際 費	10,000	20,000	△ 10,000	
・会費分担金	200,000	200,000	0	
・雑 費	500,000	510,000	△ 10,000	
事業活動支出計	72,080,000	75,990,000	△ 3,910,000	
事業活動収支差額	△ 8,519,000	△ 9,588,000	1,069,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	106,195	250,967	△ 144,772	
当期収支差額	△ 8,625,195	△ 9,838,967	1,213,772	
前期繰越収支差額	8,625,195	9,838,967	△ 1,213,772	
次期繰越収支差額	0	0	0	

## 2025年度 短期借入金について

2025年度の短期借入金の限度額は500万円とする。

## 2025年度 会費納入について

2025年度の会費は、2025年末までに1/2を、また残額を2026年3月末までに納することとする。

但し、特別な事情がある場合には、本会議と打合せの上、時期を定めて納入することが出来る。



## 第2号議案

### 規格改正について

背景：EUDR(欧州森林減少規制)の施行を受け PEFC においてそれに対応するため以下の規格を策定、改正

- (1)PEFC EUDR DDS モジュール(ST2002-1:2024)の策定  
EUDR に対応した EU 向け関連製品に関する DDS の実施のための任意規格  
(2024年7月20日採択)
- (2)PEFC 持続可能な森林管理規格 ST1003の改正(ST 1003:2024)  
EUDR に対応可能なよう森林劣化の定義を盛り込むなど改正  
(2024年11月13日に採択)

### SGEC 規格の対応

上記 PEFC 規格の策定・改正を踏まえ、以下の SGEC 規格の策定・改正

- (1)SGEC 規準文書4の枠組みの下で、任意に適用可能な SGEC EUDR DDS 規格  
(SGEC 規準文書 4-1)の策定
- (2)SGEC 規準文書3「持続可能な森林管理一要求事項」の改正(SGEC 規準文書3:  
2025)

### SGEC 規格の概要

- (1)SGEC 規準文書 4-1 別紙1の通り(最終原稿は[\\*SGEC 規準文書 4-1 SGEC EUDR DDS 要求事項 改正案 \(最終版\).docx](#) 参照)
- (2)SGEC 規準文書3:2025「持続可能な森林管理一要求事項」の改正 別紙2の通り  
(改正箇所見え消し版は[\\*SGEC 規準文書 3 SGEC 持続可能な森林管理一要求事項 改正案 \(最終原稿\) 見え消し版.docx](#) 参照)

### 改正スケジュール

2025. 2～	改正手続き開始
2025. 2.12	規格管理委員会
2025. 2.17～3.17	パブコメ等の実施
2025. 3.27	理事会承認、PEFC 相互承認申請
2025. 6. 1	施行
2025. 6.1～	認証機関の認定の実施、関連認証取得者の認証範囲の追加、改正規格に基づく認証の実施

以上の規格の策定、改正に加え、昨今のユーロ-円為替レートの変化を踏まえ、SGEC 規準文書4 付属書2 マルチサイト組織(生産者グループ)参加可能限度額を 10 万円から PEFC ST2002:2020付属書2に規定されている 1,000 万ユーロに変更(別紙 3 の通り)。

なお、パブコメにおける主な意見と回答は別紙 4 の通り

## 別紙 1

### SGEC 規準文書4-1

#### 「SGEC EUDR デュー・ディリジェンス システム(SGEC EUDR DDS)実施のための要求事項」

##### 初めに

- ・本文書は SGEC-COC 認証組織が、SGEC 認証原材料/製品を PEFC 主張に変換して EU 市場に輸出する場合に、EUDR に準拠した DDS を実施するために既存の COC 規格に追加できる任意の規格(SGEC 規準文書4の 7.「デュー・ディリジェンス・システム(DDS)に関する要求事項」に替え利用可能)として策定。  
なお、持続可能な森林管理規格についても SGEC 規準文書3「持続可能な森林管理—要求事項」を EUDR と整合させるよう改正を行う予定である。
- ・SGEC EUDR DDS は、SGEC-COC 認証書を保有している組織のほか、新たに SGEC-COC 認証を取得する組織にも適用可能となるが、SGEC-COC 認証範囲に SGEC EUDR DDS を追加することが必要。
- ・本付属書に規定されている DDS の実施により極小リスクとされた原材料/製品には、SGEC 主張を PEFC 主張に変換する際に通常の主張の前に「PEFC EUDR 主張」(例えば「PEFC EUDR X%PEFC 認証」)を付すことが可能。

##### [EUDR の対象]

原材料が 2023 年 6 月 29 日以降に収穫され、2025 年 12 月 30 日以降(中小規模事業者については、2026 年 6 月 30 日以降)に EU 市場に出荷された製品については EUDR の対象(2023 年 6 月 29 日以前に収穫され、2028 年 12 月 31 日以降出荷された製品は EUDR の対象、それ以前に出荷された製品は EUTR の対象)

##### 要求事項の主な内容

#### 1. SGEC EUDR DDS 要求事項

- (1) EUDR に適合しない関連製品のリスクを最小限にするため、SGEC EUDR DDS を少なくとも毎年実施
- (2) SGEC EUDR DDS は次の3つのステップ  
・情報の収集 ・リスク評価 ・リスク軽減措置
- (3) SGEC 顧客への情報の提供
- (4) SGEC EUDR DDS 実施のための体制、手続きの確立
- (5) SGEC規準文書4の 5.1.1に加え、以下を実施  
供給者より量(kgが基本)に関する情報の入手
- (6) 通常の SGEC/PEFC主張に加え、それぞれの製品に「PEFC-EUDR主張」を付すこ

とが可

- (7) SGEC EUDR DDS の前に関連製品を以下のカテゴリーに分類
  - a) 参照番号付き PEFC-EUDR: SGEC EUDR DDS を認証範囲とする SGEC-COC 認証書を持つ供給者により「PEFC-EUDR 主張」と EU 参照番号が付され供給された関連製品
  - b) 参照番号なし PEFC-EUDR: SGEC EUDR DDS を認証範囲とする SGEC-COC 認証書を持つ供給者により「PEFC-EUDR 主張」が付され供給されたが、まだ EU 市場に出荷されていない(したがって、EU 参照番号なし)関連製品。
  - c) 非 PEFC-EUDR

## 2. 情報の収集

- (1) 参照番号付き PEFC-EUDR 関連製品の場合  
参照番号および要請に応じ、下記及その他の情報を入手、記録
  - (a) 関連製品の樹種名等
  - (b) 関連製品が生産された国
  - (c) 関連製品が生産された土地区画の地理的位置情報
  - (d) 生産の時期
  - (e) 供給者の名前、住所、email アドレス、
  - (f) オペレーター、トレーダーの名前、住所、email アドレス
  - (g) deforestation-free に関する確認情報
  - (h) 生産国の法令に対する合法性の確認情報
- (2) 参照番号なし PEFC-EUDR 関連製品の場合、以下の供給者からの上記情報の入手、記録
- (3) 非 PEFC-EUDR の場合  
上記の情報の収集、当該情報が入手できない場合、当該関連製品は重大リスクとなり、リスク軽減措置をとるとともに、リスクが解消されるまで EU 市場に当該製品を出荷できない。

## 3. リスク評価

収集された情報をもとにリサイクル材以外の関連製品についてリスク評価の実施し、リスクがなし、あるいは極小となったもの以外 EU 市場に出荷してはならない。  
(対象は 2020 年 12 月 31 日以降の行為。文書には、極小リスクとなる指標が表としてまとめられている。評価は毎年)

## 4. 根拠のある懸念

根拠のある懸念が提起された場合の手続き等を規定

5. リスク軽減措置

リスク軽減措置の手続き、手法を規定

・追加的情報の収集、・組織あるいは、第三者による調査、審査の実施 ・是正措置

6. DDS ステートメント

EU 情報システムへの DDS ステートメントの提出及びその内容について規定。(付属1に DDS ステートメントに記載すべき内容を記載)

7. 市場への出荷禁止

出所が不明、問題のある出所からの、EUDR に適合しない関連製品の出荷の禁止を規定

## 別紙 2

### SGEC 規準文書 3 SGEC 持続可能な森林管理一要求事項の改正の概要

#### 1. 第 1 章 範囲

「すべての製品およびサービスを対象とする」を「すべての森林および森林外樹木製品とサービスを対象とする」に修正

#### 2. 第 3 章 用語と定義（以下 #20 まで 第 3 章 用語と定義）

農業プランテーション (Agricultural plantations) を追加

##### 3.3 農業プランテーション (Agricultural plantations)

果樹園、アブラヤシのプランテーション、オリーブ園、アグロフォレストウリーなど樹木の下で作物を栽培する農業生産システムにおける立木

木材以外のすべての関連製品のプランテーションを含む

注意書：農業用プランテーションは「森林」の定義から除外される

#### 3. 農業利用 (Agricultural use) を追加

##### 3.4 農業利用 (Agricultural use)

農業プランテーションを含む、農業目的の土地利用。

また、畜産用地や休閒地も含む

#### 4. 生態学的に重要な非森林区域 (Ecologically important non-forest areas) を追加

##### 3.7 生態学的に重要な非森林区域 (Ecologically important non-forest areas)

生態学的に重要な非森林区域とは、下記の区域である

- a) 保護対象として、稀少性、脆弱性または代表的森林生態系を含む区域。
- b) 固有種および認知された参照リストが定める絶滅危惧種の生息地の顕著な集中がある区域
- c) 絶滅種または保護種の遺伝的在来種を含む区域
- d) 自然植生の天然分布および豊富さを擁して、世界的、地域的および国家的に重要で広範なランドスケープ形成に貢献する区域

#### 5. 森林転換 (Forest conversion) の削除

#### 6. 森林の農業利用への転換 (Forest conversion to agricultural use) を追加

##### 3.11 森林の農業利用への転換 (Forest conversion to agricultural use)

人為的か否かを問わず、森林の農業利用への転換。

注意書：植栽、播種及び/あるいは天然種子の人為的な活用により、収穫された樹種と同

じ優占種、または過去の樹種構成上存在した他の樹種への更新は農業利用への転換とはみなされない

7. 他の土地利用への森林転換 (Forest conversion to other land use) の追加

3.12 他の土地利用への転換 (Forest conversion to other land use)

森林の非森林地および非農業利用地への人為による直接的な転換

8. 森林劣化 (Forest degradation) の追加

3.13 森林劣化 (Forest degradation)

森林被覆の構造的変化であり、以下の転換の形態をとる：

- a) 原生林または天然林の森林プランテーションまたはその他の樹木地への転換  
または
- b) 原生林から人工林への転換。

9. 地理的位置情報 (Geolocation) の追加

3.16 地理的位置情報 (Geolocation)

緯度経度座標によって記述された土地の地理的位置

少なくとも 1 つの緯度と経度に対応し、少なくとも小数点以下 6 桁を使用する緯度経度座標によって記述される土地の地理的位置。

森林及び森林外樹木製品の生産に使用される 4 ヘクタール以上の土地については、各土地の周囲を表すのに十分な緯度経度点を持つ多角形を用いて提供されなければならない

10. 天然林 (naturally regenerating forest) の追加

3.22 天然林 (naturally regenerating forest)

天然林は人工林以外の森林をいう。天然林は育成天然林と天然生林とに区分される。

育成天然林は天然更新によって遷移する森林であるが後継稚樹が不足する部分への「苗木の植栽」や「地表をかき起こし」など一部に人為的な作業を加えた森林であり、天然生林は天然更新したあらゆる遷移の段階において人手の加わらない森林である。

11. 非木質林産品 (non-wood forest products) の定義を修正し、森林外樹木 (and Trees outside Forests) (出典：FAO 2017)」の修正

12. 森林外樹木(TOF)地域からの非木質林産品 (Non-wood products from TOF areas) の追加

3.25 森林外樹木 (TOF) 地域からの非木質林産品

木材以外の生物由来の製品で、樹木に由来するもの。

## 13. 「その他樹木地」を追加

### 3.27 その他樹木地

主に農業用地または都市用地として使用されている土地を除き、面積が 0.5 ヘクタールを超え、樹高が 5 メートルを超え、樹冠被覆率が 5% ~ 10% であるか、または樹木が原位置でその基準値に達するか、または樹冠が覆われている土地あるいは低木、灌木及び樹木の合計面積が 10% を超える森林として分類されていない土地

## 14. プランテーション森林 (Plantation Forest) の定義の修正

### 3.28 プランテーション森林 (Plantation Forest)

木材、繊維、エネルギーのための短伐期プランテーションなど集約的に管理され、植栽時及び林分成熟時に 1~2 種類の樹種、均等な齢級、一定の間隔という基準の全てを満たす育成林。

生態系の保護や回復のために植林された森林、および植林や播種によって育成され、成熟段階で自然に再生する森林に類似している、または類似するであろう森林は除外される

注意書：この定義の適用には、各国の林業用語や法的要件を考慮する必要がある

[現行] 森林プランテーション (Forest plantation)

主として木材または非木材製品やサービスの生産を目的として、植林または播種によって育成した外来種、または場合によっては在来種の森林。

注意書 1：木材または非木材製品やサービスの生産を目的として育成された外来種の立木すべてを含む。 注意書 2：少数樹種、集約的な地掻き、直線的な立木配置、または/および同林齢の林分等に特徴づけられる在来種の区域を含めることができる。

注意書 3：この定義の適用にあたっては、各国の林業用語や法的な要求事項などを考慮することが求められる。

## 15. 人工林

(planted forest) を追加

### 3.29 人工林

植栽や挿し木による樹種又は人工下種の対象樹種の立木材積（又は本数）の割合が50%以上を占めるものをいう。

## 16. 原生林 (primary forest) を追加

### 3.30 原生林

人間の活動の痕跡がはっきりと目に見えず、生態学的プロセスが大きく妨げられていない、在来樹種が自然に更新されている森林。

注：定義を適用するにあたっては、国の森林用語と法的要件を考慮する必要がある。

## 17. 森林外樹木 (TOF) の修正

### 3.34 森林外樹木 (TOF)

国が指定した森林の区域外に生育している樹木。このような地域は通常、その他の樹木地、農業用地、または都市林に分類される

## 18. 第4章 PEFC 承認規格を適用する各国規格と組織の状況

4.3.3 組織は、森林および森林外樹木産品が収穫される認証区域に関連する地理的位置情報データを保持するものとする。

注意書： 地理的位置情報データは、組織の実際に作業を行う区域に限定することができる。

## 19. 第6章 計画

6.2.5 規格文章から「劣化や」を削除

## 20. 第6章 計画

6.3.1.2 規格文章に「貿易、関税」を追加

## 21. 第8章 施業

森林転換関連の定義をさらに構造化した後、前者の 8.1.4 は 2 つの要件に分割し、1 つ目は「農業利用への森林転換」に対応

8.1.4 農業利用への転換を行ってはならない。

## 22. 第8章 施業

森林転換関連の定義をさらに構造化した後、前者の 8.1.4 は 2 つの要件に分割し、1 番目は「農業利用への森林転換」、2 つ目は「他の土地利用への森林転換」に対応

8.1.5 本規格は、森林の他の土地利用への転換は、その転換が正当化できる状況でない限り行ってはならない。

## 23. 深刻に劣化した森林プランテーションに転換することに関する 8.1.6 の要求事項を削除

## 24. 第8章 施業

森林劣化に関する新たな要求事項の導入

8.1.6 人為的な森林劣化を起こしてはならない。

注意書 1: 2010 年 12 月 31 日以降に人為的な森林劣化（原生林または天然林からの転換）によって育成されたプランテーション森林は認証の対象外

注意書 2：2010 年 12 月 31 日以降に人為的な森林劣化（原生林からの転換）によって育成された人工林は認証の対象外

注意書 3：この要件は、成熟した森林が自然に再生する森林に類似している、または類似するであろう、生態系の保護または回復を目的として育成された植林地、および植林または播種によって育成された現存する森林には適用されない

注意書 4：地域的、国家的、準国家的基準への定義の組み込みは、各国の林業用語や法的要件を考慮する必要がある。その結果、制度固有の定義が意図する成果と最低限同等の成果をもたらす限り、制度特有の明確化や指針をもたらすことができる。

## 付属書 1 SGEC 規準文書 3 の運用ガイドライン

規準文書 3 本規定の改正に合わせ、付属書 1 の運用ガイドラインの関連部分を以下の通り改正する。

### 0. 認証対象森林と管理責任者・管理方針の確定

0.2 当該森林の所在場所別の面積並びに原生林、育成林・天然林別面積、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林簿等が常備されていなければならない。

0.3.2 伐採箇所については、その地理的位置情報（小数点以下 6 桁の緯度、経度情報）を記録し、保存しなければならない。（追加）

### 1. 森林資源の維持又は適切な増進と地球温暖化防止（グローバルカーボンサイクル）への貢献

1.2 森林の農業利用への転換は、行ってはならない。（追加）

（以下の森林転換にかかる規定については、4. 森林生態系における生物多様性の維持、保全及びその適切な増進から移行し修正）

1.2.1 森林の他の土地利用への転換に当たっては、原則として森林認証面積の 1% 以内（但し、500ha 未満は 5ha 以内）とし、原生林については 1% 以内の小面積で、かつ下記による正当化可能な状況以外はしてはならない。

a) 本規格で定める生態系、種、遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全等に関する基本的な管理方針に照らして、その影響が無視できる範囲のものであること

b) 自然環境保全法及び自然公園法等の生態系の保護・保全に関する法令及び地域森林計画，市町村森林整備計画に反するものでないこと

このほか、本規格の 8.4 基準 4「2021 年「森林生態系における生物多様性の維持，保全及びその適切な増進」及び 8.6 基準 6「森林の社会経済的機能の維持及びその適切な増進」等の関連する規定，並びに森林法で定める保安林，森林計画，林地 開発許可制度及び関連する自然環境保全法及び自然公園法等の法令に基づき適切に実施しなければならない。

なお，森林の他の土地利用への転換については，長期的な森林の保全やその及ぼす影響が経済的・社会的な恩恵に寄与するものでなければならない。

1.2.2 2010 年 12 月 31 日以降、原生林から人工林及びプランテーション森林へ転換された森林、天然林からプランテーション森林へ転換された森林は、認証には不適格となるものとして、取り扱わなければならない。

1.2.4 耕作放棄された農地等の森林への転換については、それが、経済的、環境的、社会的又は文化的な価値を増加するものであれば考慮の対象とするよう努めなければならない。

5.2.2 保護樹帯の植生は、立地条件に適合した植生が維持されなければならない。また、現状が針葉樹の人工林の場合には、針広混交林への誘導が計画されなければならない。

## 別紙 3

### マルチサイト組織(生産者グループ)参加可能限度額の修正について

#### SGEC 規準文書4 付属書2

##### 2.5 b)

現行規定 年間売り上げの総額が 10 億円を超えない

##### 変更規定

年間売り上げの総額が、1,000 万ユーロ（審査前年度決算確定日の日銀外国為替 17:00 時点市況（日次）小数点以下切り下げを適用、外国為替市場が休業の場合はその前日のレート）を超えない。

##### 変更理由

最近の円のユーロに対する為替レートの変化により、SGEC 認証マルチサイト(生産者グループ)参加企業の要件が PEFC マルチサイト(生産者グループ)参加企業に比べ、実態的に著しく不利となっており、SGEC 認証と PEFC 認証の公平性を維持する観点、また SGEC 認証の促進のため、新たに制度への参加が容易となるようにする観点から変更  
なお、本変更は、PEFC の関連 ST の規準の枠内であるので、PEFC の承認を必要とするものではない。

#### PEFC ST 2002:2020 の規定

b) 年間売り上げの総額が 1,000 万ユーロまたはその同額を超えない

##### 改正方式

本変更は技術的な規格の内容の変更を伴うものではないことから「編集上の変更」で対応

#### 規準文書2 規格の制定

##### 3.2 編集上の変更

技術的な規格の内容の変更を伴わない制度(規格文書)の変更

注意書:本項には、明瞭化、指針、文法上の変更を含む。

## 別紙 4

### パブコメにおける主な意見とそれに対する回答

#### SGEC 規準文書 4 - 1 について

意見	回答
パブコメをやり直すか正誤表を公表すべき	精査し適宜修正する。正誤表の作成は予定していないが、パブコメの結果に掲載。
EU 向け以外に出荷する場合は対象外と考えて良いか？	EU 向け以外は対象外。
「中小企業」「非中小企業」の定義は EU メンバー国の組織にのみ適用されるのか【2 件】	EU メンバー国にとどまらず、日本を含めすべての国の組織に適用。
木材事業者 EUDR の準拠義務が発生するのは、市場に木材を投入する事業者とトレーダーとなるが、主として負担が非常に大きいのは製材を行う事業者となる。特に、詳細な伐採地に関する地理情報について、入荷ロット全ての情報を入手/保存するのは非常に厳しいのではないか？	地理的位置情報のデータは EUDR 対応では必須となっている。 なお、日本の木材事業者はオペレーターやトレーダーになることはないと考えており、輸出先のオペレーターやトレーダー（多くの場合、EU の輸入業者）からの求めにより情報提供する必要。
「正味質量キログラム」←規模感として不自然。また精度（誤差）が大きな問題となるのではないか？	「正味質量キログラム」は EUDR の基準となるが 4.3.1 項目の ii) で体積でも可能。
「供給者が SGEC EUDR DDS を認証範囲に含む～Web サイトで確認しなければならない」→最初の認証取得者はいつ頃どのように出現すると考えるか？	本規格が理事会にて承認後、PEFC 本部より相互承認を受け、また認証機関が認定機関の認定を受けた後となる。
DD ステートメント（デューディリジェンス実施記録）はサンプリングではなく、全てについて必要か？低リスク国での実施となる DD の内容は、どのような要件となるか？	DD ステートメント（デューディリジェンス実施記録）はオペレーター及び非 SME トレーダー全てについて必要。 EUDR 第 13 条に簡略化 DDS の規定があり、低リスク国からの関連製品の場合は、「情報収集」(5.1.2)のみが必要であり、リスク評価及びリスク緩和措置は不要としているが、本規格の基となっている PEFC ST2002-1 では、このことに関する規定がないので、本規

	<p>格においても触れていない。</p> <p>なお、現在 PEFC では非 EU 国用のガイダンスを作成中であり、完成次第お示しする予定。</p>
<p>3.1.8「ランドスケープ」、8.1.4「行ってはいけない」、3.16 定義に「されなければならない」は不可、6.1.9 b) Validity は「妥当性」ではないか？等</p>	<p>適宜修正、ただし、ランドスケープは景観だけを意味するものではないこと、また SGEC 規準文書 3 の現行規格においても使用されていることから維持</p> <p>また、Validity は本来の意味から「有効性」とする。</p>

### SGEC 規準文書 3 について

項目	意見	回答
<p>本改正案の位置づけ</p>	<p>・改正案については、現行規格とは別の EUDR 対応用の規格とすべき【10 件】</p>	<p>・本規格については、任意の規格ではなく、PEFC 規格の EUDR 適用等のための改正を踏まえた規格本体の改正です。したがって、現行規定と 2 本立て適用されることはない。PEFC の相互承認を維持するうえで必須の改正という点ご理解を。</p> <p>PEFC 総会で本 ST の採択の際に EUDR に輸出を行っていない国にも適用するのは問題ではないかとの意見もでたが、PEFC の ST として国際的に求められている森林減少・劣化を食い止める上で必要なことは取り入れる必要があり、単に EUDR 対応としてだけの改正ではないとの見解が示されている。</p> <p>なお、本改正により SGEC FM 規格は EUDR 適合 FM となり、認証保有者から、100% SGEC 認証の主張とともに供給された原材料は EUDR DDS において、ディフォレストーションのリスク及び関連法令に準拠していないリスクが</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の規定を改定せず、PEFC の相互承認が取り消されても国内規格としての規格は維持されるので、それでよいのではないか</li> </ul>	<p>極小となるメリットもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林管理規格の承認が取り消されるといことは SGEC 規格全体が国際的に認められなくなり、日本の国産木材は国際的には PEFC 管理材のみとなるなど相互承認以来のこれまでの国際的に認知された認証制度の定着と認証木材の供給のための努力、成果を全く無にすることとなる。相互承認を取りやめるかどうかは今回の規格改正を超えた議論が必要。</li> </ul>
地理的位置情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EU 向けの流通に限定すべきで国内の流通には必要ない。弾力的な運用を【9件】</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地理的位置情報の取得方法等について「技術的な指針」等を示すべき</li> <li>・ 小数点以下 6 桁は小数点以下第 6 位までとすべき。</li> </ul>	<p>地理的位置情報の保持については、PEFC 規格の EUDR 適応のための改正を踏まえたもので、PEFC の相互承認を維持するうえで必要であり、適用外とはできない点ご理解を。</p> <p>なお、SGEC FM 認証取得者が保持する規定で、SGEC COC 認証取得者から求められた場合に提供するもので、実態上求める者は EU 諸国向け輸出を行う者に限定される。</p> <p>情報としては、座標データが必要で、また多角形のデータが必要なのは 4 ha 以上の場合。</p> <p>Google マップの使用方法を含め、具体的にどのようにデータを入手するかについての指針の作成について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「第〇」は、何番目の数字を意味する表現なので、何個の数字が必要という意味で「〇桁」を使用することは間違いではない。</li> </ul>
森林の用語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「育成林」、「天然生林」は混乱を招くので、現行の「人工林」、</li> </ul>	<p>用語については、この機会によりわかりやすくとの観点で改正を提案したとこ</p>

	<p>「天然林」を維持すべき【12件】</p> <p>・「森林造成」という用語は適切でない。現行の「造林」の用語、定義を維持すべき</p>	<p>ろですが、かえってわかりにくいのご指摘があったこと、さらに本規格改正は EUDR に適合するための PEFC の規格改正を踏まえた緊急改正手続きによるもので PEFC の改正と直接関連がない部分は現行規定を維持すべきと考えており、間違いでない限り現行規定で用いている用語を使用することとする。用語の統一は行う。なお、本規格改正とは別に通常の手続きとして 2026 年 3 月までに現行規定のレビューを開始することとなり、その際、用語をどうするか検討したい。</p> <p>意見を踏まえ、森林でない土地における afforestation 及び森林に分類されている土地における reforestation 双方を含め森林を育成する行為として、現行の用語及び定義である「造林」とする。</p>
森林の転換	<p>森林転換が行われた場合、転換された森林だけが認証対象からはずれるのか。そこから産出された木材は非認証となるのか。</p>	<p>転換された森林のみが認証の対象外となり、転換された森林から産出された木材も認証材とはならない。</p>
その他樹木の扱い	<p>日本では認証の対象とはなり得ない</p>	<p>PEFC 規格を踏まえ定義には入れたが、ご指摘の通り。本規格案にはその他樹木地にかかる「森林外樹木」の要求事項は除外している。</p>
用語及びその使い方、「てにをは」等	<p>3.1.8「ランドスケープ」、8.1.4「行ってはいけない」、3.16 定義に「されなければならない」は不可等</p>	<p>適宜修正、ただし、「ランドスケープ」は景観だけを意味するものではないこと、現行規格においても使用されていることから維持</p>
ILO 基本条約	<p>2022 年に 2 条約の追加あり、アップデートすべき</p>	<p>意見を踏まえ修正</p>
移行期限	<p>2027 年 5 月 31 日では間に合わない恐れ</p>	<p>JAB と相談の上、対応可能な時期を決定</p>

SGEC 規準文書 4 付属書 2 について

項目	意見	回答
<p>限度額改正に賛成</p>	<p>変更に賛成。 理由) ①10 億円を現行レートで€換算すると、約 6.243 百€となり、€建て基準の諸外国と比較して日本だけ基準が厳しくなり、公平性の観点から適切ではない。 ②さらにここ 1、2 年ではインフレ傾向が強くなり、各企業とも経費の増加を値上げや競争力強化による売上増でカバーせざるを得ない状況にあること等から、売上げの上限値については緩和する方が社会情勢から見ても適切である。 <b>【3 件】</b></p>	
<p>為替の基準</p>	<p>・日銀外国為替市況(日時)は(日次)では? <b>【2 件】</b> ・「適用されるスポットレートの時間」を明示すべき。 ・事業者の決算確定日が祝日などマーケットの休業日(12月31日など)に該当する場合はどう対応するのか。明確にすべき。 <b>【2 件】</b></p>	<p>・日時→日次に修正。  ・ご指摘を踏まえ、17:00 時点とする。  ・マーケット休業日のレートについては、その前日とする。</p>
<p>限度額改正に反対</p>	<p>元々生産者グループは小規模の事業者を救い上げる目的であり、参加要件を緩和することはその趣旨にあわない。また、生産者グループの参加事業者は国内に限定されているので為替の影響を受ける必要はない。<b>【18 件】</b></p>	<p>現行レートでユーロ換算すると、諸外国と比較して日本だけ基準が厳しくなり、公平性の観点から適切ではない。一方、ここ数年のインフレによる経費増に対応するため各企業は売上げの増加を図る対応を行わざるを得ない状況にある。</p>

		また、生産者グループの規定は小規模事業者を認証制度に参加しやすくするため設けられたものであり、SGEC/PEFC 認証制度の促進の観点からは、従来から参加している事業者が対象外とならないようするとともに新たに制度への参加が容易となるよう、現下の諸情勢を考慮した相互承認を逸脱しない範囲での見直しでありご理解を。
--	--	---

パブリックコメント回答に対する矢口委員の意見及びそれに対する当方事務局長回答

1. 意見 (2025.3.25)

SGEC/PEFC ジャパン

梶谷さま

CC:規格管理委員会の皆様

お世話になります。

沢田座長と相談した結果のご報告内容を拝読しましたが、重大な疑義がありません。

3. 規準文書4 付属書2 マルチサイト生産者グループの参加要件の修正提案については賛成3件、反対18件となっています。圧倒的反対多数の中で、貴方の原案を採用する根拠が示されていません。貴方は中立の立場で判断すべきではないでしょうか？

一方で、規準文書3の改訂については貴方が「より権威のある文書から採用した」として強く主張した「育成林」「天然生林」の用語採用については12件の反対意見に従って「育成林」「天然生林」の用語採用を見送っています。

片や圧倒的多数のパブリックコメントを無視し、片やパブリックコメントに従って貴方が会議であれほど強く主張した提案を撤回しています。マルチサイトの要件についても圧倒的多数のパブリックコメントに従うべきではないでしょうか。

そうしない正当な理由が示されていません。パブリックコメントに対する貴方の回答は、2月12日(水)の規格管理委員会で貴方が既に説明した内容を繰り返して

います。

本件、今週の理事会の判断を仰ぐ案件とは思えませんので、圧倒的反対の意見を採用しないのであればその理由を具体的理論的に、かつ丁寧に説明した上で、少なくとも規格管理委員会を再度開催し、同意を得る必要があると考えます。

\*\*\*\*\*

合同会社もりの審査（FAM）

## 2. 矢口委員への当方の回答（2024.3.25）

矢口様、

育成林、天然生林の用語は、まだ定着していないことがわかりましたので、現行規定の用語を維持することとしたものです。

生産者グループの要件については、できるだけ多くの企業等の参加が可能になり、SGEC/PEFC 認証制度が発展する可能性を増加する観点から、事務局の原案を維持しました。

意見の採用は数だけをもって行うではありません。総合的判断です。矢口さんの意見は、理事会に報告します。申し訳ありませんが、時間の都合もあり、規格委員会は開催しません。ご理解願います。

梶谷

2025年3月26日

一般社団法人緑の循環認証会議  
理事 各位

合同会社もりの審査 (FAM)

代表社員 矢口 哲三

SGEC 規準文書 4 付属書 2 改訂パブリックコメント対応への意見及び要望書

2025年2月17日～3月17日に実施された SGEC 規準文書 4 付属書 2 改訂（マルチサイト認証参加要件の緩和）に関するパブリックコメント募集結果への、SGEC/PEFC ジャパン(以下、SGEC/PEFC-J)対応について、下記の通り、疑義があります。①規格管理委員からの強い反対がある、②反対多数である、にも拘らず、時間がないとの理由で今回の理事会で、事務局案通りに決裁しようとしています、SGEC 規準文書 3 の改訂と違い、時間的制約はありません。つきましては下記の通り、見直し、再度検討して頂きたくお願い申し上げます。

記

1. SGEC 規準文書 4 付属書 2 の改訂について、SGEC/PEFC-J のみの偏った意見に基づく決裁となることなく、パブリックコメントで寄せられた反対意見(18件)及び少数の賛成意見(3件)の内容を十分ご確認の上、公平・中立の立場で決裁して頂きたい。

注) 当方がパブリックコメントで反対した内容について、ご参考までに添付致します。

2. SGEC 規準文書 4 付属書 2 の改訂については、新しい PEFC COC 規格改訂に伴うものではなく、次回、COC 改定時に改めて改訂について議論されるのが、SGEC/PEFC 認証制度のルールとなっていることについて、本改訂について妥当性があるのか改めて確認頂きたい。

注) 現行 SGEC/PEFC 規格の不備（誤訳・要求事項の欠落）については、次回の制度改定時に考慮すると正式に SGEC/PEFC 制度側からの回答を得ている。

上記のお願いに加え、今般、パブリックコメントで寄せられた意見を代表し SGEC/PEFC-J 梶谷事務局長の回答に対する意見を以下改めて述べさせて頂く。

3. SGEC 規準文書 4-1 及び SGEC 規準文書 3 の改訂時期については、妥当であるが、SGEC 規準文書 4 付属書 2 の改訂については、妥当な時期と言えない。

4. SGEC 規準文書 4-1 について

本規準文書は、国際標準規格の構成で言うところの、世界共通規格である SGEC 規準文書 4 に対し、主に EU 諸国の事情を加味した EU 諸国に適用される上乗せ規準と言われるものである。

また、SGEC 規準文書 4-1 は、PEFC としての自主規格であると明確に説明しており、EU 諸国内の商取引に関して適用するものと説明しており、日本国内の商取引に対しては、本 EUDR の適用は受ける必要はない。SGEC 規準文書 4 の現行 DDS を実施すれば問題ない。

## 5. SGEC 規準文書 3 について

PEFC 総会での本 ST の採択の際に EUDR に輸出を行っていない国にも適用するのは問題ではないかの意見も出たが、PEFC の ST として国際的に求められている森林減少・劣化を食い止める上で必要なことは取り入れる必要があり、単に EUDR だけの改正ではないとの見解は示されている。

### <FAM 意見>

EUDR の前身となる EUTR の要求事項は、既に規準文書 4 に織り込み済みであること。規準文書 4 については、EU 諸国に輸出をしていない日本国も、対象となる特定の費目の木材とその派生製品である木製製品、印刷紙等) に対しては規準文書 4-1 で DDS を実行している。

今般の EUDR の森林減少・劣化に影響を及ぼすとして加わった特定の費目は、EU 域内で流通する牛、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、の 6 品目とその派生製品（牛肉、チョコレート、コーヒー、パーム油、タイヤ等）であり、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、ゴムなどの生産は日本では行われていない。

EUDR で新たに追加された地理的位置情報について、林小班情報等で地理的位置は確認でき、SGEC/PEFC-J の必要なことは取り入れるとの説明の必要なことには該当しない。

何れにせよ、地理的位置情報の弾力的な運用を求めるなど 9 件の意見が出た訳ですので PEFC 本部に対しては、日本の現状を説明の上、改めて交渉すべきと考える。また、その結果に対しては、改めて 9 件の意見を寄せられた組織・個人に対しフィードバックすべきと考える。

SGEC/PEFC-J の回答では、改めての PEFC 本部との交渉は不要とのことだが、弾力的な運用を求めるなど 9 件の意見を代表して当方から PEFC 本部に対し意見書を提出することご承知置き頂きたい。

## 6. SGEC 規準文書 4 付属書 2 について

当方の意見は、当方がパブリックコメントで反対した添付内容についてご参照下さい。本付属書は、通常のマルチサイト認証の参加要件とグループ認証の参加要件と二つある。今回の議論は、グループ認証の参加要件であり、その条件は、組織としての年間取扱高：10 億円以下と従業員数：50 名以下である。

現行レートでユーロ換算すると、諸外国と比較して日本だけが基準が厳しくなり、公平性の観点から適切ではない。

### <FAM 意見>

為替問題は、日本だけが影響を受けるものではなく、日本だけ基準が厳しなり公平性の観点から適切でない、とは言えない。グループ認証は同一国内でのみ成立するものであるから、他国と比較して不公平という理屈は成り立たず、むしろ国内で、売上高 1 億円で満たない事業者が個別認証を取得する一方、売上高 11 億円でグループ認証に入れることのできる不公平感の方が大きいのが実態である。

ここ数年のインフレによる経費増に対応するため各企業は売上げの増加を図る対応を行わざるを得ない状況にある。

現在の参加要件である 10 億円に対し現行為替相場（約 160 円）で日本円換算すると約 16 億円となり、いくらここ数年のインフレによる売上高増を考慮するにしても 60%アップは一般常識から大きく外れる一時的な異常な緩和となる。

為替相場は増減するものであり、現在の為替相場で、15 億円の組織がグループ参加できても、為替相場によって 14 億円になれば、グループ参加は不可となる。為替相場で毎年の参加要件の額が変動することは、決して問題の解決にはならない。

<SGEC/PEFC-J>また、生産者グループの規程は小規模事業者を認証制度に参加しやすくするために設けられたものである。

<FAM 意見>

当方から SGEC/PEFC-J に対して、小規模事業者の定義を求めても明確な回答はない。日本国の中小企業法では、小規模事業者は① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種は、従業員数が 20 人以下であること② 商業、サービス業は、従業員数が 5 人以下であることと条件づけられている。

また、中規模事業者と小規模事業者を併せた中小企業の年間売上高は約 2.1 億円(中小企業庁発表)であり、中規模事業者の参加を認めることは制度の精神に外れる。

従来から参加している事業者が対象外とならないようにする。

10 億円の年間売上高がある企業は、一般的に人的・金銭的資源の問題無く、個別認証を取得することは、納得した頂いているのが現状です。

<SGEC/PEFC-J>新たな参加が容易となる。

<FAM 意見>

さて、現在、通常のマルチサイト認証、グループ認証の問題となっているのは、JAFTA が審査している先だが、年間売上高が 10 億円を既に超えている組織が参加しているグループ認証は 3 件のみである。その 3 件の内、従業員数が 50 名を超えている組織も参加している。10 億円を緩和しても従業員数が超えるため参加できず、個別認証を取得しなければならない組織がある。

新たな参加が容易になるとのことだが、グループ認証そのものの普及には大きくはつながらないであろう。今回の緩和により、個別認証を取得している組織がグループ参加することは現実的にありえる。

今回の安易な要件の緩和により、個別認証を取得している企業がグループに参加することで見かけの認証件数は減少する。それよりも個別認証で SGEC/PEFC-J が得ていた公示料金 6 万円（通常）又は 14 万円（通常）のデメリットも考慮することも重要である。

以上より、一時的な要件緩和は、抜本的な解決策とはならず、総合的に判断し現行の要件を次回 COC 規準の改定時まで維持し、次回規準改定時に改めて見直すことが適切だと考えます。

上記ご勘案の上、理事会での中立・公平な決裁をよろしくお願い致します。

以 上

## 第 3 号 議案

### 2025年度通常総会の日程及び議案について

日時(予定) 2025年 6月 26日(木) 14:00～(於:ワйм貸し会議室:赤坂スターゲートプラザ B1F 東京都港区赤坂 2-3-5)

#### 議案

第 1 号議案 2024年度決算・財務諸表について

第 2 号議案 役員の改正選任について

#### 報告事項

- 1 2024年度事業報告について
- 2 2025年度事業計画及び収支予算について
- 3 2025年度修正予算について
- 4 EU 森林減少規制(EUDR)対応等 SGEC 規格の改正について
- 5 役員の職務執行状況(2025. 3.28～6.25)について